

令和3年度第1回芽室町国民健康保険運営協議会
協議結果

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けて、委員の皆様に参加を求めず、あらかじめ書面により質疑等をお受けし、答申内容について会長並びに職務代理に委任いただく会議方式に代えさせていただきました。

令和3年5月24日を期限に質疑票の集約を行い、同月25日に協議したところ、次のとおりの結果となりましたことを報告いたします。

記

1 報告事項

質疑なし。

2 諮問・議事

(1) 国民健康保険税率の改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について
質疑なし。同意する旨の回答：全員

(2) 新型コロナウイルスの影響により減収となる者に対する保険税減免措置の延長に伴う芽室町国民健康保険条例の一部改正について

質疑1：令和2年度実績の非該当4件について、非該当となった理由は何か。

事務局回答：減免の基準には、令和2年度の収入（見込み含む）が令和元年と比べて3割以上減少していることが必要だが、4件ともこの基準を満たしていなかった。

同意する旨の回答：全員

3 会長並びに職務代理への委任について

10人中全員から委任をいただきました。

4 答申

議案2件について、原案どおり答申することについて、会長並びに職務代理に承認いただき、答申を行いました。